

橘公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業
特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

令和5年●月

川崎市

目 次

- 第1条 (総則)
- 第2条 (整備)
- 第3条 (譲渡の対価)
- 第4条 (特定公園施設譲渡対価の支払)
- 第5条 (遅延利息)
- 第6条 (秘密保持)
- 第7条 (建設・譲渡契約の変更)
- 第8条 (準拠法及び裁判管轄)
- 第9条 (協議事項等)

橘公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業 特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲、乙間で令和5年●月●日に取り交わした「橘公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業 基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、乙が橘公園において整備する特定公園施設について、次のとおり、建設・譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条** 甲及び乙は、この契約の履行に際し、甲及び乙が令和●●年●●月●●日に締結した協定書を遵守するものとする。
- 2 乙は、令和●●年●●月●●日までに、全ての特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行うものとする。
- 3 甲は、第1条2項の特定公園施設の引き渡しに関し、基本協定第●●条に規定する完了検査を実施し、乙が改修及び新設整備する特定公園施設が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき、施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。
- 4 当該改修及び新設整備によって乙が所有することとなった公園施設は、当該部分引渡しと同時に、その所有権が甲に帰属し、以後、甲が所有する。

（整備）

第2条 <乙の提案内容に応じて、記載>

（譲渡の対価）

第3条 特定公園施設の譲渡の対価は●●●●円（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

- 第4条** 乙は、第1条第3項により特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第3条に定めた金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第5条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を認定計画提出者に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めた

ときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(建設・譲渡契約の変更)

第7条 本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第8条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、甲の所在地を所管する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第9条 本契約書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙で協議して定めるものとする。

本契約の内容を証し、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

甲	所在地	川崎市川崎区宮本町1番地
	代表者氏名	川崎市長 (印)
乙	代表企業	_____
	所在地	_____
	商号又は名称	_____
	代表者氏名	_____ (印)

事業者がグループの場合は、代表企業だけでなく全ての構成企業について署名欄を設ける。